

# 要綱の周知等について

---

本要綱の認知度、理解度をより高める観点から、以下についても検討する

○関係機関と連携した周知・指導

○関係する資格試験や講習等の内容への反映

○本要綱を建設業法第25条の27第2項の規定に基づく技術的事項として位置づける

【参考事例】

横浜市の分譲マンションに端を発した基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けた再発防止策の一環として、同規定に基づき、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき措置を定めた告示を制定（平成28年3月）

建設業法（昭和24年法律第100号）

第25条の27 建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。  
2 国土交通大臣は、前項の建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。